

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 規 則

○衛生事務に関する権限委任規則の一部を改正する規則

所管課（室）名

福 祉 保 健 課

◎ 告 示

- ・生産物又は動物の売払事務の委託
- ・保安林の指定の予定
- ・森林病虫害等の防除命令（2件）
- ・道路の区域変更（4件）
- ・道路の供用開始（5件）
- ・海岸保全区域の指定
- ・廃川敷地等の発生
- ・急傾斜地崩壊危険区域の指定

農 業 経 営 課
林 政 課
森 林 整 備 室
道 路 維 持 課
〃
港 湾 課
河 川 課
砂 防 課

◎ 公 告

- ・測量の実施（2件）

建 設 企 画 課

◎ 選挙管理委員会告示

- ・選挙人名簿登録者数の50分の1の数及び総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに県議会議員選挙区別の3分の1の数

選挙管理委員会書記室

規 則

衛生事務に関する権限委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月14日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県規則第9号

衛生事務に関する権限委任規則の一部を改正する規則

衛生事務に関する権限委任規則（昭和26年長崎県規則第30号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
第1条 県立保健所長に知事の権限に属する次の事務を委任する。ただし、第93号から第97号までに掲げる事務については五島保健所長に限る。 (1)～(171) 略 <u>（長崎県動物の愛護及び管理に関する条例関係）</u> (172) <u>長崎県動物の愛護及び管理に関する条例（令和4年長崎県条例第39号。以下この条において「動愛条例」</u>	第1条 県立保健所長に知事の権限に属する次の事務を委任する。ただし、第93号から第97号までに掲げる事務については五島保健所長に限る。 (1)～(171) 略

という。)第7条の規定による指導等に関すること。 (173) 動愛条例第9条の規定による届出に関すること。 (174) 動愛条例第10条の規定による変更の届出に関する こと。 (175) 動愛条例第11条の規定による情報提供に関するこ と。 (176) 動愛条例第13条の規定による報告及び立入調査に 関すること。	
--	--

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

告 示

長崎県告示第172号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり収納の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年3月14日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 委託年月日
令和4年4月1日
- 2 受託者の所在地及び名称
 - (1) 諫早市栗面町174番地1
長崎県央農業協同組合 代表理事組合長 真壁 正二郎
 - (2) 諫早市小野島町2232
株式会社 県央企画 代表取締役 山口 悟
 - (3) 長崎市田中町279-43
長崎花き園芸農業協同組合 代表理事組合長 後田 博之
 - (4) 島原市萩原2丁目5192番1
島原雲仙農業協同組合 代表理事組合長 苑田 康治
 - (5) 福岡県太宰府市都府楼南5-15-2
JA全農ミートフーズ株式会社 九州営業本部 本部長 森山 篤志
 - (6) 島原市有明町大三東戊667-1
雲仙養豚農業協同組合 代表理事組合長 職務代理者 大庭 英行
- 3 委託事務
生産物又は動物の売払事務
- 4 委託期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

長崎県告示第173号

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

令和5年3月14日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 保安林予定森林の所在場所
対馬市上対馬町河内字在所68、72の1から72の4まで、72の7
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。

- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を県庁農林部林政課及び対馬市役所に備え置いて縦覧に供する。)

長崎県告示第174号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定による森林病虫害等の防除命令の内容となる事項は、次のとおりである。

令和5年3月14日

長崎県知事 大石 賢吾

1 区域及び期間**(1) 区域**

壱岐市、小値賀町の区域内に存する森林の区域のうち次のとおりとする（「次のとおり」は省略し、その関係書類を長崎県農林部森林整備室並びに壱岐市役所及び小値賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）。

(2) 期間

令和5年5月20日から令和5年7月31日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

森林病虫害の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木に航空機を利用して行う薬剤による防除を実施すること。

4 命令をしようとする理由

1の(1)に掲げる区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫の被害状況からみて、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が蔓延し、1の(1)に掲げる区域の松林に大きな損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

- (1) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置が完了した日から30日以内に、3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する振興局長にその旨を届け出なければならない。ただし、(2)により申請書を提出する場合は、この限りでない。
- (2) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする場合は、別に定める申請書を当該措置が完了した日から30日以内に、知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。
- (3) 知事は、3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が1の(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- (4) 知事は、(3)の措置を行った場合において、その費用の額が、3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行った場合、その者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。
- (5) 1の(1)に掲げる区域内において樹木を所有し、又は管理する者は、この告示の日から2週間以内に理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。

長崎県告示第175号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定による森林病虫害等の防除命令の内容となる事項は、次のとおりである。

令和5年3月14日

長崎県知事 大石 賢吾

1 区域及び期間**(1) 区域**

長崎市、大村市、西海市、川棚町、雲仙市、南島原市、佐世保市、平戸市、小値賀町、五島市、新上五島

町、壱岐市の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする（「次のとおり」は省略し、その関係書類を長崎県農林部森林整備室並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）。

(2) 期間

令和5年5月20日から令和5年7月31日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

森林病虫害の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木に地上から薬剤による防除を実施すること。

4 命令をしようとする理由

1の(1)に掲げる区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫の被害状況からみて、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が蔓延し、1の(1)に掲げる区域の松林に大きな損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置が完了した日から30日以内に、3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する振興局長にその旨を届け出なければならない。ただし、(2)により申請書を提出する場合は、この限りでない。

(2) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする場合は、別に定める申請書を当該措置が完了した日から30日以内に、知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(3) 知事は、3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が1の(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(4) 知事は、(3)の措置を行った場合において、その費用の額が、3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行った場合、その者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

(5) 1の(1)に掲げる区域内において樹木を所有し、又は管理する者は、この告示の日から2週間以内に理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。

長崎県告示第176号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年3月14日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 主要地方道

路 線 名 佐世保日野松浦線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
佐世保市山県町25番1地先から 佐世保市山県町19番1地先まで	前	46.8～50.7	15.8	
	後	43.3～44.9	15.8	

長崎県告示第177号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び壱岐振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年3月14日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般国道

路 線 名 382号

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
壱岐市石田町池田東触字浦山476番5地先から 壱岐市石田町池田東触字浦山476番5地先まで	前	10.6～18.2	7.9	
	後	10.6～22.1	7.9	

長崎県告示第178号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び壱岐振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年3月14日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 主要地方道

路 線 名 郷ノ浦沼津勝本線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
壱岐市勝本町本宮南触字高田14番1地先から 壱岐市勝本町本宮南触字八藤134番1地先まで	前	6.6～17.6	111.5	
	後	6.6～17.6	111.5	

長崎県告示第179号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び壱岐振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年3月14日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般県道

路 線 名 渡良浦初瀬線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
壱岐市郷ノ浦町坪触字高浦2206番1地先から 壱岐市郷ノ浦町坪触字川ノ上2287番1地先まで	前	9.7～19.9	215.4	
	後	9.7～19.9	216.6	

長崎県告示第180号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供す

る。

令和5年3月14日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 204号	北松浦郡佐々町口石免字妙見松1522番18地先から 北松浦郡佐々町口石免字妙見松1488番1地先まで	令和5年3月14日

長崎県告示第181号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局田平土木維持管理事務所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年3月14日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 獅子津吉線	平戸市大川原町字御神戸1336番4地先から 平戸市大川原町字阿那田川原1308番4地先まで	令和5年3月14日

長崎県告示第182号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局田平土木維持管理事務所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年3月14日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 平戸田平線	平戸市下中野町字ハナノキ798番第2地先から 平戸市下中野町字ハナノキ799番20地先まで	令和5年3月14日

長崎県告示第183号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び壱岐振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年3月14日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 382号	壱岐市石田町池田東触字浦山476番5地先から 壱岐市石田町池田東触字船底605番1地先まで	令和5年3月14日

長崎県告示第184号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び壱岐振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年3月14日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 渡良浦初瀬線	杵岐市郷ノ浦町坪触字高浦2199番1地先から 杵岐市郷ノ浦町坪触字高浦2277番1地先まで	令和5年3月14日

長崎県告示第185号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域として次のとおり指定する。

なお、大村湾沿岸三浦船津海岸祝崎地区海岸船津地先海岸に係る海岸保全区域（平成25年長崎県告示第434号）は、廃止する。関係図面は、長崎県土木部港湾課備付けの海岸保全区域台帳平面図のとおりである。

令和5年3月14日

長崎県知事 大石 賢吾

沿岸名	漁港名 港湾名 海岸名	地 区 海岸名 島 名	地 先 海岸名 島 名	指 定 区 域																																																																																																																				
大村湾	三浦船 津港	祝崎	船津	次の基点及び補助点のうち、基点 1 から基点15まで順次直線で結んだ線、基点 1 と補助点 1 を結んだ直線、補助点 1 から補助点15まで順次直線で結んだ線、補助点15と基点15を結んだ直線により囲まれた区域。 基準点 長崎県大村市西部町船津698番 1 地先に設置された基準点 (北緯32度52分17. 56秒、東経129度58分19. 49秒) 陸域の標示 <table><tr><td>基点 1</td><td>基準点から</td><td>287度48分</td><td>490. 0mの地点</td></tr><tr><td>基点 2</td><td>基点 1 から</td><td>109度00分</td><td>37. 0mの地点</td></tr><tr><td>基点 3</td><td>基点 2 から</td><td>119度18分</td><td>36. 0mの地点</td></tr><tr><td>基点 4</td><td>基点 3 から</td><td>116度00分</td><td>57. 5mの地点</td></tr><tr><td>基点 5</td><td>基点 4 から</td><td>128度36分</td><td>118. 0mの地点</td></tr><tr><td>基点 6</td><td>基点 5 から</td><td>96度12分</td><td>68. 0mの地点</td></tr><tr><td>基点 7</td><td>基点 6 から</td><td>79度18分</td><td>124. 0mの地点</td></tr><tr><td>基点 8</td><td>基点 7 から</td><td>61度54分</td><td>120. 0mの地点</td></tr><tr><td>基点 9</td><td>基点 8 から</td><td>110度18分</td><td>68. 0mの地点</td></tr><tr><td>基点10</td><td>基点 9 から</td><td>135度06分</td><td>53. 5mの地点</td></tr><tr><td>基点11</td><td>基点10から</td><td>165度36分</td><td>32. 5mの地点</td></tr><tr><td>基点12</td><td>基点11から</td><td>123度36分</td><td>24. 0mの地点</td></tr><tr><td>基点13</td><td>基点12から</td><td>139度00分</td><td>59. 0mの地点</td></tr><tr><td>基点14</td><td>基点13から</td><td>154度00分</td><td>83. 5mの地点</td></tr><tr><td>基点15</td><td>基点14から</td><td>184度06分</td><td>86. 0mの地点</td></tr></table> 水域の標示 <table><tr><td>補助点 1</td><td>基点 1 から</td><td>199度00分</td><td>66. 0mの地点</td></tr><tr><td>補助点 2</td><td>基点 2 から</td><td>219度36分</td><td>70. 0mの地点</td></tr><tr><td>補助点 3</td><td>基点 3 から</td><td>219度30分</td><td>70. 0mの地点</td></tr><tr><td>補助点 4</td><td>基点 4 から</td><td>223度00分</td><td>70. 0mの地点</td></tr><tr><td>補助点 5</td><td>基点 5 から</td><td>202度24分</td><td>72. 0mの地点</td></tr><tr><td>補助点 6</td><td>基点 5 から</td><td>164度30分</td><td>75. 0mの地点</td></tr><tr><td>補助点 7</td><td>基点 6 から</td><td>204度42分</td><td>85. 0mの地点</td></tr><tr><td>補助点 8</td><td>基点 6 から</td><td>147度06分</td><td>87. 0mの地点</td></tr><tr><td>補助点 9</td><td>基点 6 から</td><td>138度18分</td><td>81. 0mの地点</td></tr><tr><td>補助点10</td><td>基点 7 から</td><td>199度42分</td><td>81. 0mの地点</td></tr><tr><td>補助点11</td><td>基点 7 から</td><td>184度06分</td><td>85. 0mの地点</td></tr><tr><td>補助点12</td><td>基点12から</td><td>209度00分</td><td>74. 0mの地点</td></tr><tr><td>補助点13</td><td>基点13から</td><td>236度06分</td><td>70. 0mの地点</td></tr><tr><td>補助点14</td><td>基点14から</td><td>259度06分</td><td>72. 0mの地点</td></tr></table>	基点 1	基準点から	287度48分	490. 0mの地点	基点 2	基点 1 から	109度00分	37. 0mの地点	基点 3	基点 2 から	119度18分	36. 0mの地点	基点 4	基点 3 から	116度00分	57. 5mの地点	基点 5	基点 4 から	128度36分	118. 0mの地点	基点 6	基点 5 から	96度12分	68. 0mの地点	基点 7	基点 6 から	79度18分	124. 0mの地点	基点 8	基点 7 から	61度54分	120. 0mの地点	基点 9	基点 8 から	110度18分	68. 0mの地点	基点10	基点 9 から	135度06分	53. 5mの地点	基点11	基点10から	165度36分	32. 5mの地点	基点12	基点11から	123度36分	24. 0mの地点	基点13	基点12から	139度00分	59. 0mの地点	基点14	基点13から	154度00分	83. 5mの地点	基点15	基点14から	184度06分	86. 0mの地点	補助点 1	基点 1 から	199度00分	66. 0mの地点	補助点 2	基点 2 から	219度36分	70. 0mの地点	補助点 3	基点 3 から	219度30分	70. 0mの地点	補助点 4	基点 4 から	223度00分	70. 0mの地点	補助点 5	基点 5 から	202度24分	72. 0mの地点	補助点 6	基点 5 から	164度30分	75. 0mの地点	補助点 7	基点 6 から	204度42分	85. 0mの地点	補助点 8	基点 6 から	147度06分	87. 0mの地点	補助点 9	基点 6 から	138度18分	81. 0mの地点	補助点10	基点 7 から	199度42分	81. 0mの地点	補助点11	基点 7 から	184度06分	85. 0mの地点	補助点12	基点12から	209度00分	74. 0mの地点	補助点13	基点13から	236度06分	70. 0mの地点	補助点14	基点14から	259度06分	72. 0mの地点
基点 1	基準点から	287度48分	490. 0mの地点																																																																																																																					
基点 2	基点 1 から	109度00分	37. 0mの地点																																																																																																																					
基点 3	基点 2 から	119度18分	36. 0mの地点																																																																																																																					
基点 4	基点 3 から	116度00分	57. 5mの地点																																																																																																																					
基点 5	基点 4 から	128度36分	118. 0mの地点																																																																																																																					
基点 6	基点 5 から	96度12分	68. 0mの地点																																																																																																																					
基点 7	基点 6 から	79度18分	124. 0mの地点																																																																																																																					
基点 8	基点 7 から	61度54分	120. 0mの地点																																																																																																																					
基点 9	基点 8 から	110度18分	68. 0mの地点																																																																																																																					
基点10	基点 9 から	135度06分	53. 5mの地点																																																																																																																					
基点11	基点10から	165度36分	32. 5mの地点																																																																																																																					
基点12	基点11から	123度36分	24. 0mの地点																																																																																																																					
基点13	基点12から	139度00分	59. 0mの地点																																																																																																																					
基点14	基点13から	154度00分	83. 5mの地点																																																																																																																					
基点15	基点14から	184度06分	86. 0mの地点																																																																																																																					
補助点 1	基点 1 から	199度00分	66. 0mの地点																																																																																																																					
補助点 2	基点 2 から	219度36分	70. 0mの地点																																																																																																																					
補助点 3	基点 3 から	219度30分	70. 0mの地点																																																																																																																					
補助点 4	基点 4 から	223度00分	70. 0mの地点																																																																																																																					
補助点 5	基点 5 から	202度24分	72. 0mの地点																																																																																																																					
補助点 6	基点 5 から	164度30分	75. 0mの地点																																																																																																																					
補助点 7	基点 6 から	204度42分	85. 0mの地点																																																																																																																					
補助点 8	基点 6 から	147度06分	87. 0mの地点																																																																																																																					
補助点 9	基点 6 から	138度18分	81. 0mの地点																																																																																																																					
補助点10	基点 7 から	199度42分	81. 0mの地点																																																																																																																					
補助点11	基点 7 から	184度06分	85. 0mの地点																																																																																																																					
補助点12	基点12から	209度00分	74. 0mの地点																																																																																																																					
補助点13	基点13から	236度06分	70. 0mの地点																																																																																																																					
補助点14	基点14から	259度06分	72. 0mの地点																																																																																																																					

				補助点15	基点15から	274度06分	69.0mの地点
--	--	--	--	-------	--------	---------	----------

長崎県告示第186号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じた。

その関係図面は、長崎県土木部河川課に備え置いて縦覧に供する。

令和5年3月14日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 河川の名称
二級河川日見川水系日見川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
令和5年3月14日
- 3 廃川敷地等の位置
長崎市芒塚町153番4
長崎市芒塚町153番5の一部
長崎市芒塚町154番6の一部
長崎市芒塚町153番4地先水路の一部
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
土地 37.06平方メートル

長崎県告示第187号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、長崎県土木部砂防課及び長崎県県央振興局建設部において縦覧に供する。

令和5年3月14日

長崎県知事 大石 賢吾

指定区域の名称			香田（2）	
所在地	市町名	大字	字	地番
	諫早市	福田町		2297番1の一部、2297番2の一部、2297番5の一部、2297番7の一部、2297番8の一部、2297番9の一部、2297番10の一部、2298番の一部、2299番の一部、2301番の一部、2302番の一部、2303番の一部、2304番の一部、2305番1の一部、2305番2の一部、2309番2の一部、2309番3の一部、2310番1の一部、2310番2の一部

公 告**測量の実施（公告）**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から基本測量（航空重力測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和5年3月14日

長崎県知事 大石 賢吾

基本測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
長崎県全域	令和5年4月1日から 令和5年7月31日まで

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から基本測量（衛星合成開口レーダー地盤変動測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和5年3月14日

長崎県知事 大石 賢吾

基本測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
長崎県全域	令和5年4月1日から 終了を通知するまで

選挙管理委員会告示**長崎県選挙管理委員会告示第7号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の50分の1の数及び総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに県議会議員選挙区別の3分の1の数は次のとおりである。

令和5年3月14日

長崎県選挙管理委員会
委員長 葺本 昭晴

1	50分の1の数	22,000 人
2	総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と 40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を 乗じて得た数とを合算して得た数	237,495 人
3	県議会議員選挙区別の3分の1の数	
	長 崎 市	114,093 人
	佐世保市・北松浦郡	71,531 人
	島 原 市	12,076 人
	諫 早 市	37,349 人
	大 村 市	26,468 人
	平 戸 市	8,317 人
	松 浦 市	6,014 人
	対 馬 市	8,137 人
	壱 岐 市	7,038 人
	五 島 市	10,142 人
	西 海 市	7,364 人
	雲 仙 市	11,695 人
	南島原市	12,212 人
	西彼杵郡	19,097 人
	東彼杵郡	9,902 人
	南松浦郡	5,221 人

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通 (八二四) 二二一四
(八九五) 二二一四

印刷所
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺田宏
印刷
弥ト